

保存期間長期

通達乙刑総第399号

通達乙留管第146号

平成30年5月14日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

被疑者国選弁護制度への対応について

被疑者国選弁護制度への対応については、「被疑者国選弁護制度への対応について」（平成28年12月1日付け通達乙刑総第765号、通達乙留管第341号。以下「旧通達」という。）により示されているところであるが、平成28年6月3日、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。以下「改正法」という。）が公布され（改正法の概要等については「刑事訴訟法等の一部を改正する法律の制定について」（平成28年6月9日付け刑総発第409号）等において示達したとおり。）、改正法により、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大に関する改正規定が置かれ、本年6月1日から施行されることとなった（改正法附則第1条第4号）。

上記規定の施行を踏まえ、警察庁から別添「被疑者国選弁護制度への対応について（通達）」（平成30年5月1日付け警察庁丙刑企発39号、丙総発第44号）が発出され、被疑者国選弁護制度の概要及び留意事項が示されたので、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通達は本年6月1日から実施することとし、同日をもって旧通達は廃止する。

原議保存期間	30年(平成61年3月31日まで)
有効期間	一種(平成61年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丙刑企発第39号、丙総発第44号
平成30年5月1日
警察庁刑事局長
警察庁長官官房長

被疑者国選弁護制度への対応について（通達）

被疑者国選弁護制度への対応については、「被疑者国選弁護制度への対応について（通達）」（平成28年11月29日付け警察庁丙刑企発第70号等。以下「旧通達」という。）により示されているところであるが、平成28年6月3日、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。以下「改正法」という。）が公布され（改正法の概要等については「刑事訴訟法等の一部を改正する法律の制定について（通達）」（平成28年6月3日付け警察庁丙刑企発第54号）等において示達したとおり。）、改正法により、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大に関する改正規定が置かれ、本年6月1日から施行されることとなった（改正法附則第1条第4号）。

上記規定の施行を踏まえた被疑者国選弁護制度の概要及び留意事項について、下記のとおり旧通達の内容の見直しを行ったので、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通達は本年6月1日から実施することとし、同日をもって旧通達は廃止する。

記

1 被疑者国選弁護制度の概要

(1) 請求による被疑者国選弁護人の選任等

ア 制度の概要（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「法」という。）第37条の2、第37条の3第1項及び第2項関係）

被疑者に対して勾留状が発せられている場合又は勾留を請求されている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人（以下「国選弁護人」という。）を付さなければならない。

被疑者が国選弁護人の選任を請求するには、資力申告書を提出しなければならないこととされており、さらに、その資力が基準額以上の場合には、

あらかじめ、勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない。

イ 制度の教示（法第203条第3項及び第4項関係）

司法警察員は、逮捕された被疑者に対し、弁護人の選任権を告知するに当たって、

- 弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨
- 上記申出に係る申出先
- 引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して国選弁護人の請求をすることができる旨
- 裁判官に対して国選弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨
- 被疑者の資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、アに記載したとおりの弁護士会に弁護人の選任の申出をしておかなければならない旨を教示しなければならない。

ウ 資力の基準額等について

資力については、その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額とされ（法第36条の2）、刑事訴訟法第36条の2の資産及び同法第36条の3第1項の基準額を定める政令（平成18年政令第287号）において、法第36条の2に規定する政令で定める資産は、

- 小切手法（昭和8年法律第57号）第6条第3項の規定により金融機関が自己あてに振り出した小切手
- 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会に対する貯金
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）第18条又は船員法（昭和22年法律第100号）第34条の規定により管理される労働者又は船員の貯蓄金
- 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条第1項若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条第1項に規定する組合に対する組合員の貯金又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条第1項に規定する事業団に対する加入者の貯金とされており、法第36条の3第1項に規定する資力の基準額については、50万円とされている。

(2) 職権による被疑者国選弁護人の選任等（法第37条の4及び第37条の5関係）

裁判官は、被疑者に対して勾留状が発せられ、かつ、これに弁護人がない場合において、精神上の障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者について必要があると認めるときは、職権で弁護人を付することができる。

また、裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対し国選弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人1人を付することができる。

(3) 即決裁判手続の同意確認のための被疑者国選弁護制度（法第350条の17並びに第37条の3第1項及び第2項関係）

即決裁判手続によることについて同意をするかどうかの確認を求められた被疑者が、同意をするかどうかを明らかにしようとする場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任できないときは、裁判官は、その請求により、被疑者に国選弁護人を付さなければならない。

なお、被疑者が国選弁護人の選任を請求するには、資力申告書を提出しなければならないこととされており、さらに、その資力が基準額以上の場合には、あらかじめ(1)アに記載したとおりの弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない。

2 被疑者国選弁護制度に関する捜査運営上の留意事項

被疑者国選弁護制度については、制度の教示義務等が規定されているところ、その捜査運営上の基本的な留意事項については、以下のとおりである。

また、即決裁判手続に関する留意事項については、「即決裁判手続への対応について（通達）」（平成28年11月29日付け警察庁丙刑企発第71号等）において示達したとおりである。

(1) 被疑者に対する確実な制度教示と弁解録取書の作成

被疑者に対しては、司法警察員が弁護人の選任権の告知を行う際、すなわち弁解録取書を作成する際に、被疑者国選弁護制度の教示を行わなければならないこととされていることから、弁解録取書を作成する際には、被疑者に対する勾留請求が行われるか否かにかかわらず遺漏なく教示すること。また、制度の教示に当たっては、資力に含まれる資産の内容や弁護人の選任の申出をすべき弁護士会の名称を併せて教示するほか、被疑者国選弁護制度の手続について被疑者から質問を受けた場合には必要な説明を行うなど、被疑者において本制度が確実に理解されるよう努めること。

なお、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大に関する改正規定の施行に伴う弁解録取書様式については、「司法警察員捜査書類基本書式例の一部改正について（通達）」（平成30年5月1日付け警察庁丙刑企発第37号）において

示達したとおり、本紙及び別紙を使用すること。

(2) 捜査部門と留置部門との連携

国選弁護人選任請求手続に関しては、留置担当官において被疑者に対する書面作成の援助、裁判官及び弁護士会との取次業務を行うこととされている。捜査員においては、これら一連の対応をよく理解した上、被疑者を逮捕し留置施設に留置する場合は、被留置者名簿に必要事項を確実に記載して留置担当官に確実に引き継ぐこと。

また、捜査員は、弁解録取中や取調べ中に被疑者から国選弁護人の選任を請求したい旨の申出を受けた場合には、留置施設内において国選弁護人選任請求書等を作成させることになるので、その旨留置担当官に対し確実に引継ぎを行うこと。

3 その他

制度の運用に関し、留置部門における書面の作成援助、裁判官及び弁護士会との取次ぎに当たり留意すべき事項については、「被疑者及び被告人に対する国選弁護制度の運用に関する留置管理部門における事務処理上の留意事項等について」（平成30年5月1日付け警察庁丁総発第232号）において、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大に関する改正規定の施行の際（本年6月1日）に現に逮捕中又は勾留中である被疑者に対する対応要領については、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律の経過措置に係る対応要領について（通達）」（平成30年5月1日付け警察庁丙刑企発第38号）においてそれぞれ示達したとおりである。